

生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議
の設置及び運営に関するガイドライン

第1. 支援会議について	2
(1) 支援会議の設置の背景	2
(2) 支援会議の設置の努力義務化	3
(3) 支援会議とは	4
(4) 支援会議の意義	6
第2. 支援会議の運営方法について	6
(1) 支援会議で取り扱う事例	6
(2) 支援会議の構成員	7
(3) 構成員の役割	10
(4) 支援会議の開催頻度	10
(5) 支援会議の開催方法	11
第3. 個人情報について	13
(1) 個人情報保護法における個人データの第三者提供について	13
(2) 支援会議における個人情報の取扱い	14
(3) 各関係機関等における個人データの第三者提供について	15
(4) 情報の安全管理	17
第4. 守秘義務について	18
(1) 守秘義務の趣旨	18
(2) 守秘義務の適用範囲	18
(3) 守秘義務違反となった場合	19
(4) 関係機関等に対する協力依頼	19
第5. その他支援会議を円滑に進めるための工夫等	20
(1) 支援会議の設置の準備	20
(2) 支援会議の設置要綱の作成	21
第6. 他の会議体との連携	22
(1) 他の会議体の活用	22
(2) 他の会議体との連携	22

第 1. 支援会議について

(1) 支援会議の設置の背景

支援会議（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項に規定する支援会議をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、まず構成員の中で支援会議の設置の趣旨・背景について共通理解を持つことが重要である。

法に基づく自立相談支援事業において、個々の生活困窮者の個人情報等を関係機関等（法第 2 条第 2 項に規定する関係機関（地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関）、法に基づく各事業の委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者をいう。以下同じ。）と共有する際には、本人の同意を得ながら行うことが基本である。

しかしながら、生活困窮者の支援の現場では、本人が支援を求めることができないことに相当の理由があつて同意を得ることが困難であり、

- ・ 支援に当たって連携すべき関係機関等と情報が共有できない事案や
- ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、別々の相談窓口や関係機関等に相談に来ているものの、それらが世帯全体の課題として把握・共有されていない事案

など、本人の同意がない場合であっても関係機関等の間で情報の共有が必要と考えられる事案が少なくない。

そのような事案の中には、世帯全体としての状況を把握してはじめて深刻な困窮状態にあることや困窮状態に陥る可能性が極めて高い状態にあることが明らかになるものもある。これらの事案は、関係機関等の間で情報共有を行うことによって、その緊急度を踏まえた的確で早期の支援が可能になることが、これまでの支援の実践により明らかになってきている。

とりわけ、平成 26 年 9 月に千葉県銚子市の県営住宅で発生した痛ましい事件は、約半年後に施行を控えた法のあり方について再確認するきっかけとなったものであり、生活困窮者の支援に関わる関係機関の間での情報共有や緊密な連携を行う体制づくりの重要性を改めて強く認識した事案であったと考えている。

図表 1 相談につなぐ連携体制の構築が必要であったと考えられる事案の例

切迫した生活困窮者を

相談につなぐ連携体制の構築が必要であったと考えられる事案

- 2014年9月、家賃の滞納を理由に県営住宅から退去を迫られた母親が、強く追い詰められ娘を窒息死させてしまう事件が発生。
- これを制度の問題として受け止めた場合、庁内および庁外関係機関との密接な連携体制の構築が課題として指摘されてきた。
- 支援や体制整備の遅れは、ときに生命に大きな影響を及ぼす可能性があるため、留意が必要である。

A市で発生した事件の概要（報道より。以下同じ。）

- Bさん(女性40代)は、娘(中学生)との二人暮らし。県営住宅で暮らしていたが、パート収入が減り2年前から家賃が支払えなくなる。
- 県は、Bさんに対して複数回にわたり支払いの督促を行った。しかしながらBさんは、家賃を支払うことができず、ついには県から立ち退き命令が下る。
- 県営住宅から退去する当日、Bさんは「県営住宅を退去すれば生きていけなくなる」と強く追い詰められ、娘を窒息死させてしまう。

経緯(公的機関との関わり)

- 県が発出した支払いの督促状には、「事情がある場合は相談に応じる」と記されていたが、Bさんが県に家賃の相談をすることはなかった。
- Bさんは、過去に国民健康保険の担当課で短期被保険者証の手続きをし、促されて生活保護の担当窓口にも行っていたが、制度概要は聞いたものの再び相談はなかった。

【事例から見える課題】

- Bさんは複数の課題を有しており、さまざまな制度をひとりで積極的に調整することは容易でなかったとも推察。
- Bさんは既に複数の相談窓口に行っていたが、問題の解決には至らなかった。
- 各相談窓口で得られた情報が、他の関係部署と共有されることはなかった。
- 利用できる制度やサービスは存在していたが、Bさんには必要な情報が届いていなかった。

必要な取組

① 庁内体制、関係機関との連携体制の構築

※本件では、県と市との連携も重要であったことに留意

② 相談窓口における適切な支援の提供

- ・ 主管部局又は自立相談支援機関においては、相談者の話を丁寧にアセスメントするとともに、気になる相談者については引き続きフォローを行うなど、本人主体による相談支援を実施することが求められる。

当該事案は新聞紙上で、『生活困窮 なぜ救えなかった』と大きく取り上げられた。このような事例はどの地域でも起こりうるものと考えられるべき。

本事案を受けて、国土交通省は「公営住宅の滞納家賃の徴収における留意事項等について」(平成26年11月5日付け国住備第135号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知)を発出し、家賃減免制度の周知等に努めるとともに、特に困難度が高い世帯について、関係機関と公営住宅の存する市区町村との緊密な連携を要請。

こうした実態も踏まえつつ、平成29年12月に取りまとめられた「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書」では、生活困窮者を早期に適切な支援につなげるためには、本人同意がない場合でも情報共有ができる仕組みを設けるべきと指摘された。

これを受け、「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第44号)による改正後の法においては、

- ・ 福祉事務所を設置する自治体(以下「福祉事務所設置自治体」という。)は、関係機関等を構成員とする、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換や生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うための会議(支援会議)を組織することができること
- ・ 生活困窮者に関する関係者間の情報共有を円滑に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設けること
- ・ 上記守秘義務の規定に違反して秘密を漏らした者については、1年以下の懲役(令和7年6月1日以降は拘禁刑)又は100万円以下の罰金に処すること等が規定された。

(2) 支援会議の設置の努力義務化

令和4年12月に社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会で取りまとめられた「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれ

までの議論の整理（中間まとめ）」において、「コロナ禍で顕在化した新たな相談者層への対応や、相談者の抱える課題の複雑化・複合化、自ら声を上げることができない生活困窮者の存在等を踏まえると、関係機関間で適切に情報共有を行い、アウトリーチを含めた早期の支援につなげることがますます重要となっている。そのためには、関係機関間の円滑な連携や地域づくりを進めていく必要があり、生活困窮者自立支援法に基づく支援会議は、その重要な基盤となるもの」と指摘された。さらに、令和5年12月に同部会で取りまとめられた「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」では、「生活困窮者自立支援制度の実施に当たっては、まずアウトリーチや地域住民相互の交流拠点（いわゆる「居場所」）との連携等の手法により生活困窮者の状況の積極的な把握に努めるべきことを明確化するとともに、生活困窮者自立支援法に規定する支援会議について、設置を努力義務化することにより、各福祉事務所設置自治体での設置の取組をより一層促進することが必要である。」とされた。あわせて、「支援会議は、従前、生活困窮者であることが疑われる者の情報共有や地域課題解決に向けた体制整備に活用されてきたが、生活困窮者自立支援制度による支援開始後も、関係機関が情報を共有し、連携して支援の質を高める仕組みとしても推進していくべきである。」と指摘された。

これを受け、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号。以下「令和6年改正法」という。）による改正後の法においては、

- ・ 福祉事務所設置自治体は、関係機関及び民間団体との緊密な連携を図りつつ、支援会議の開催、地域住民相互の交流を行う拠点との連携及び訪問その他の地域の実情に応じた方法により、生活困窮者の状況を把握するように努めるものとする（令和6年改正法による改正後の法第8条第1項）
- ・ 福祉事務所設置自治体は、支援会議を組織するように努めるものとともに、支援会議は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する調整会議又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する支援会議と相互に連携を図るように努めるものとする（令和6年改正法による改正後の法第9条第1項及び第5項）

が規定された。

支援会議が各地域で効果的に機能することにより、関係機関の狭間で適切な支援が行われなかったといった事例の発生を防止するとともに、深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援を行う重要な一手法となることが期待される。

（３）支援会議とは

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、本人同意がなくとも、一定の要件を満たす場合には、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握

している生活困窮が疑われるような個々の事案及び生活困窮者自立支援制度で支援中の複合的な課題を抱えているような生活困窮者の情報や対象者への支援に資する知見等の共有、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものである。

一方、自立相談支援事業の実施主体が実施している支援調整会議は、自立相談支援事業において、本人同意を取得した上で、個々の生活困窮者の支援プランの決定等を行い、その後の支援につなげることを目的に行うものであり、支援会議とは、その目的や対象となる範囲等が異なるものである。

生活困窮者自立支援法に基づく支援会議

対象者

- 病気や障害等の影響で、判断能力が不十分であることにより、自身の状況を客観的に判断することができず、自ら支援を求めることが困難な生活困窮者
※判断能力不十分等により本人同意の取得が困難で、生命・身体・財産の保護のために必要な場合は本人同意なしでも情報共有可。
- 複合的な課題を抱えていたり、同一世帯の各世帯員がそれぞれ異なる課題を抱えていたりするなど、支援に当たって関係機関・関係者間で情報連携が必要となる生活困窮者

概要

地域において関係機関等がそれぞれ把握している生活困窮が疑われる者／生活困窮者の個々の事案の情報を共有し、今後の支援の方針や役割分担、見えてきた地域課題等の解決方法について議論。

※具体的な支援プランの決定・評価は支援調整会議で行う。

構成員の例：

自立相談支援機関等の制度関係者
社会福祉協議会
地域包括支援センター
福祉・就労・住宅等の関係機関職員
教育委員会・学校関係者
民生・児童委員
ライフライン事業者、郵便局、新聞配達所
NPO等の民間団体、地域住民

法に基づく守秘義務あり



資料又は情報提供等の協力依頼

資料等の提供



構成員以外の関係機関・関係者等

類似の他法に基づく会議体との合同開催可

期待される効果

- 深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする者を早期に把握し、必要な相談支援につなげることができる。
- 関係機関がその役割に応じて責任を持って関わる体制づくりができるなど、より良い支援を行うことができる。
- 個別の事案の議論を通じて地域課題や不足している社会資源等が明らかとなり、地域づくりにもつながる。

また、支援会議は、行政内部の関係部署も含めて、多くの関係機関・関係者から構成される。生活困窮者に関する情報共有の仕組みやその後の支援を効果的かつ円滑に行うことや、生活困窮者に関する個人情報の適切な管理が求められることも踏まえれば、支援会議を組織する福祉事務所設置自治体の担当部署がその事務を行うことが望ましい。仮に、その事務の一部を民間団体に委託する場合であっても、福祉事務所設置自治体の担当部署が構成員の選定はもとより関係機関・関係者間の調整・連携や生活困窮者に関する個人情報の管理を行うなど、自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）が中心となって運営する支援調整会議と比較して、より主導的に、会議の運営及び開催の中核として関わる必要がある。

なお、「支援会議」という名称については、その目的や機能を踏まえた会議の運営がなされている場合には、地域の実情に応じて、関係者が理解しやすい名称に変更することは差し支えない。その場合でも、支援会議の設置要綱（第5の（2）参照）において、法に基づく会議体であることを示すことが必要となることに留

意されたい。

(4) 支援会議の意義

支援会議は、地域の関係機関等が、生活困窮者等に関する情報を共有し、自立相談支援機関などを中心として関係機関の適切な連携を図るものであり、以下の効果が期待される。

- ① 支援につながっていない生活困窮者等を早期に発見することができる。
- ② 生活困窮者等に対して、迅速に支援を開始することができる。
- ③ 各関係機関等が連携を取り合うことで情報の共有化が図られる。
- ④ 情報の共有化を通じて、それぞれの関係機関等の間で、それぞれの役割分担について共通の理解を得ることができる。
- ⑤ 関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの機関が責任をもって関わることでできる体制づくりができるとともに、関係機関等がそれぞれ有する知見を共有することにより、支援を受ける生活困窮者やその世帯にとってよりよい支援が受けやすくなる。
- ⑥ 関係機関等が分担をしあって個別の事例に関わることで、それぞれの機関の限界や大変さを分かちあうことができる。
- ⑦ 個別の事案を通じて明らかになった地域の課題や不足する社会資源について、必要に応じて対応方法を検討したり、合同で開催している、又は各構成員が別途参加している別の会議体で共有・協議することができる。

一方、支援会議は、あくまで生活困窮者のため、とりわけ、自ら支援を求めることが困難な人たちの自立を支援するために開催するものであることを、関係者が共通に理解した上で運営・開催されることが必要である。

第2. 支援会議の運営方法について

(1) 支援会議で取り扱う事例

支援会議で取り扱う事例は、主に以下のような事案が考えられる。

- ・ 本人の生命・身体・財産の保護のために情報共有が必要であるものの、支援を求めることができないことに相当の理由があって本人の同意を得ることが困難であるために支援調整会議では情報の共有ができず、支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案
- ・ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有されていない事案

- ・ 支援につながった後も含め、より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報や知見を共有しておく必要があると考えられる事案

なお、生活困窮状態に至る背景や要因は、例えば、離職や廃業、心身の不調、知識や技能の不足、家族の問題、健康の問題、家計の破綻、将来展望の喪失といったものがあり、またこれらが複合している場合もあるなど多種多様であることから、支援会議で取り扱う具体的な対象者や対象世帯のイメージ、また、その優先順位等については、各福祉事務所設置自治体において、支援会議の実践を積み重ねていくことにより、整理・標準化していくプロセスが重要となるので、留意されたい。

図表2 支援会議で取り扱う事例のイメージ



また、生活保護廃止の見込まれる世帯等のうち、地域から孤立している等の事案については、保護廃止後に再び生活保護の受給に至ることを防止する観点から、当該世帯等に属する者に対して切れ目のない支援が実施できるよう、支援会議と生活保護法に規定する調整会議とが相互に連携を図るよう努められたい。他の会議体との連携については、第6の（2）参照。

（2）支援会議の構成員

支援会議の構成員としては、例えば以下の関係機関等が想定される。

- ・ 自治体の職員

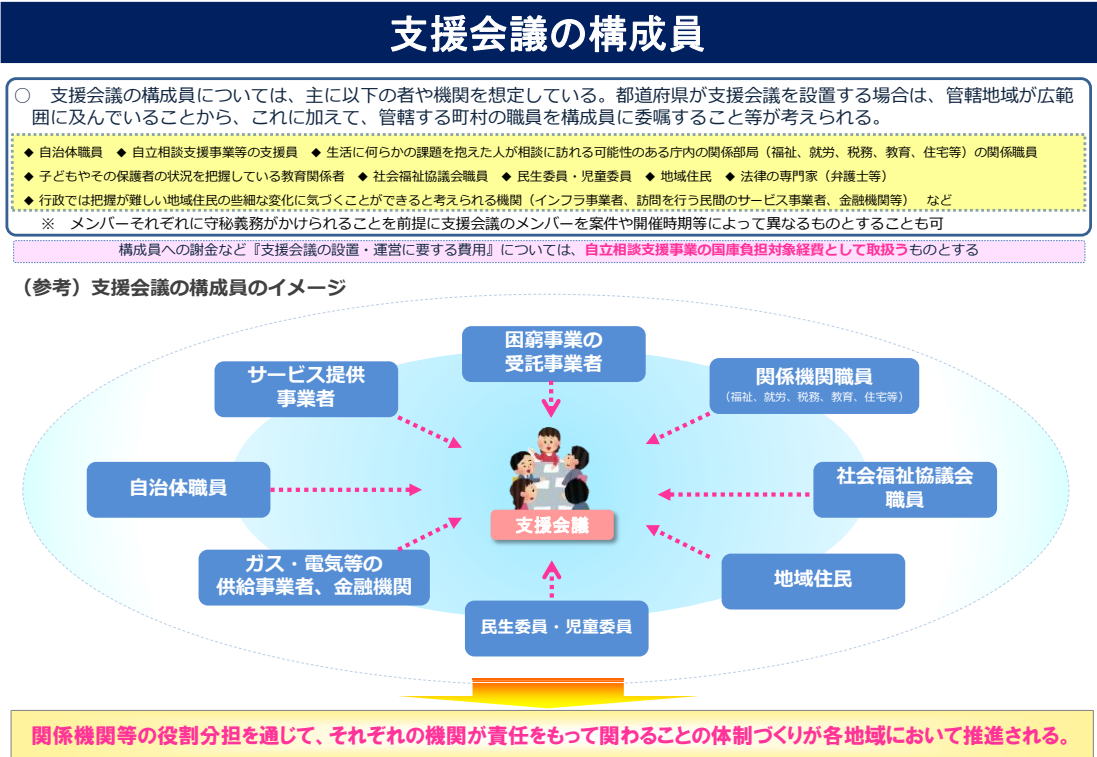
- ・ 自立相談支援事業等の法に基づく事業の支援員
- ・ 生活に何らかの課題を抱えた人が相談に訪れる可能性のある庁内の関係部局（福祉、就労、税務、教育、住宅等）の職員
- ・ 子どもやその保護者の状況を把握している教育関係者
- ・ 社会福祉協議会職員
- ・ 民生委員・児童委員
- ・ 地域住民
- ・ 法律の専門家（弁護士、司法書士等）

行政では把握が難しい地域住民の些細な変化に気づくことができると考えられる機関（ガス・電気等のインフラ事業者、個別訪問を行う民間のサービス提供事業者（訪問介護・訪問看護、新聞配達所、郵便局など）、金融機関等）ただし、生活に課題を抱えた人たちの存在を把握する経路については、地域の社会資源等の整備状況や地域コミュニティの状況、諸機関との関係性等に応じて多様であることから、まずは、上記も参照の上、設置主体である福祉事務所設置自治体の担当部署において、地域において構成員とすべきサービスや事業、各種の取組を洗い出し整理することが、構成員の人選を考える上での第一歩になるものと考えられる。

また、情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲も異なることが考えられること、地域の多様な主体を網羅的にカバーしようとする则会議体の規模が大きくなりすぎることから、効率的・効果的な運営の観点から、構成員それぞれに守秘義務が課されることを前提として、案件や開催時期によって支援会議の構成員を変えることも可能である。特に、構成員のうち法律の専門家（弁護士、司法書士等）や行政では把握が難しい地域住民の些細な変化に気づくことができると考えられる機関等については、毎回の出席を求めるのではなく、取り扱う事例に応じて必要な機関に出席を求めることが考えられる。

なお、各福祉事務所設置自治体は、例えば、行政区ごとなどで複数の支援会議を組織することや、全ての構成員が参加する会議とは別に、特定の事例ごとに実務者レベルで開催する支援会議を組織するなど二層構造とすることも可能である。特に、都道府県が福祉事務所設置自治体として支援会議を設置する場合には、市町村と比べて管轄地域が広範囲に及ぶことから、郡部の生活圈ごと、あるいは福祉事務所設置単位ごとに支援会議を複数設置することやその管轄する町村の職員を構成員とするなど、それぞれの都道府県が管轄地域の実情に応じて効果的な方法を検討することが必要となる。

図表3 支援会議の構成員のイメージ



(3) 構成員の役割

支援会議の構成員は、主に以下の役割を担うことを想定している。

ア 気になる事案の情報提供・情報共有

守秘義務を課された構成員が、各所属機関において日常的な業務を行う中で把握した、生活困窮の端緒が伺われる「気になる事案」に関する情報の共有を図ることにより、関係者の間で共通の問題意識やそれぞれの役割分担について共通の理解を得られるようにする。

イ 見守りと支援方針の理解

関係機関等の役割分担を通じて、それぞれの関係機関等が責任をもって関わることのできる体制を構築する。事案の内容によっては、構成員が各々の権限の範囲内で継続的な見守りを実施したり、所属機関の中で支援体制を構築する役割を担うことが期待される。また、必要に応じて、複数の関係機関等から情報収集を行い、各々が持っている情報を集約し、包括的に世帯の状況を把握した上で、関係機関等が共通の認識の下で支援方針の明確化等を行う。

ウ 緊急性がある事案への対応

緊急の支援が必要な場合には、事案の主担当となる者や機関が関係機関等と連携して支援に当たるものとする。課題が複雑で、主担当となる者や機関を明確に定めることが難しい場合には、自立相談支援機関が主担当として支援に当たりつつ、関係機関等との総合調整の役割を果たすことが考えられる。

なお、緊急の支援が必要な場合とは、栄養状態が悪く衰弱している場合や、重篤な疾患等により、急迫した状態にあり、緊急に医療機関につなぐことが必要な場合等があげられる。また、虐待やDVを受けていると疑われる場合にも、緊急の対応が必要になることがあり、とりわけ、事件性が疑われる場合には、警察に協力を依頼することも検討する必要がある。

(4) 支援会議の開催頻度

支援会議の開催は、開催月や開催曜日等をあらかじめ設定する定例開催と非定例で行う随時開催の方法がある。

定例開催の利点としては、支援会議が、(2) のとおり、多様な関係者により構成されることが想定されることから、構成員が予定を立てやすく日程調整の手間が比較的少ないことや、定期的に行われているため、相談事例を持ち込みやすい環境となること、一度の開催で効率的に個別の事案の共有が図られること等が考えられる。

一方、随時開催の利点としては、柔軟な開催を行うことができることや、緊急度の高い事案に対し迅速な対応ができること等が考えられる。

また、開催方法についても、対面による開催とオンラインによる開催を組み合わせるなど、案件等に応じた開催方法が考えられる。

各福祉事務所設置自治体の担当部署においては、それぞれの開催方法の利点等を踏まえつつ、地域の実情に応じて構成員の合意を得ながら、支援会議の開催方法や頻度を決定することが適当である。

地域の実情に応じて定例開催と随時開催を組み合わせることも可能である。例えば、特定の曜日等を設定するなど、多くの構成員の参加による積極的な情報交換や連携・多様な視点からの支援方法の検討が期待できる定例開催を基本としつつ、緊急度の高い事案が発生した場合には、随時開催による柔軟な開催を可能としておくなどの方法が考えられる。

また、開催の頻度についても、例えば、社会福祉法に基づく支援会議や児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく要保護児童対策地域協議会や介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域ケア会議、消費者安全法（平成 21 年法律第 150 号）に基づく消費者安全確保地域協議会など他の法律に基づく類似の会議の開催頻度も参考にしつつ、適切な開催頻度を設定することが考えられる。また、支援会議を開催する中で、支援会議において情報共有を行う事案の件数等も踏まえ、構成員の合意を得ながら、頻度の標準化を図っていくことも望まれる。しかしながら、長期にわたり開催されないこととならないよう、留意されたい。

（５）支援会議の開催方法

① 参加者（構成員）への出席依頼

支援会議の参加者は、毎回同じ構成員とする場合と、会議に諮る事案や開催時期等によって構成員を異なるものとする場合が考えられる。関係機関等との関係性など地域の実情に応じて効率的・効果的な方法により実施することが望ましいが、いずれの方法であっても、構成員の積極的な参加と適切な情報共有、見守り等も含め、支援のネットワークを作るために適切な構成員が参加できるように配慮する必要がある。

また、事案によって構成員を変更する場合には、新たに会議に参加する構成員に対して、会議の運営主体から事前に会議の趣旨や参加の意義を明確に伝えることが求められる。参加者が事前に求められる役割を理解しておくことで、心構えができ、より円滑かつ効果的な会議の運営が可能になることを期待する。

② 取り上げる事例の選定

取り上げる事例の選定方法としては、構成員が生活困窮の端緒の伺われる「気になる事案」を事前に集約して会議の中で取り上げる方法に加え、事案が少ない場合や特定の分野に偏る傾向が見られる場合には、新たな問題意識を醸成するために、テーマを設定して取り上げる事案の内容を拡げる等の方法が考えられる。

どのような事案を選定するかについては、それぞれの構成員の属する機関の問題意識や地域性等も反映されることから、取り上げる事案に漏れがないか、見落

としている事案がないかなど定期的に確認・協議することが必要となる。

③ 資料の準備等

必要な資料は、事案の内容や対象者によって異なるが、②で選定した事例に関する資料やこれまで支援会議で取り上げた事例の支援経過に関する資料のほか、構成員が現に支援している困難事案に関する資料等を準備しておくことが考えられる。特に、後述する例外要件に該当し、本人の同意を得ずに情報を共有する場合には、情報共有を行う構成員の範囲、共有する情報の内容を必要最小限とするよう留意されたい。

なお、支援会議で取り上げた事例等に関する会議内容の振り返りや、関係機関等の役割と支援の方向性、次回会議の日程など決定事項を明確にする観点から、毎回、会議録を作成し、その内容を構成員の間で共有することが望ましい。

④ 会議の実施後

支援会議において情報共有を行った場合であって、議論の結果、当該情報を利用する必要がなくなったときは、事務局及び構成員は速やかに共有されたデータの消去や関係書類の破棄を行うことが必要である。

支援会議における議論の結果、介入を行うことが適当という結論に至った場合、共有された情報を活用して、相談員や構成員が対象となる世帯にアウトリーチを行うことは、自ら相談に訪れることができない、あるいは、過去の経験から行政に対する拒否感を抱えた方々を早期に発見し、支援につなげるための積極的な支援手段の一つである。

ただし、生活困窮者は、生活上さまざまな不安や悩みを抱えており、個人情報が自分の知らないところで広がっていくことに不安を感じる場合も少なくない。このため、本人の同意がない中で「家庭」や「居場所」といった個人のプライベートな領域への介入を行ったり、支援機関等との信頼関係が構築されていない段階でむやみに干渉することで、かえって心理的に追い込んでしまう結果となる可能性も否定できない。どのような方法で支援につなげるかについては、支援会議で得られた情報が本人の同意を得ていない場合があることを十分に認識した上で、多様な関係者や有識者も交えて、当事者の負担感や抵抗感にも配慮したアプローチや支援手法を慎重に検討し、一定の時間をかけて信頼関係を構築していくプロセスが必要となる。

特に、支援会議で得た個人情報の利用目的を本人に通知・公表することにより、本人等の生命、身体又は財産を害するおそれがある場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 21 条第 4 項第 1 号に基づき、当該利用目的の通知等を不要とすることも考えられる。加えて、支援につなげた場合であっても短期間で成果を上げることが難しいケー

スもあるため、支援会議の中でモニタリングの時期をあらかじめ設定し、支援会議の実施後においても、事案の情報提供者から経過や変化を報告してもらうこと等により、関係者と定期的に情報を共有したり、見守りの方法等について軌道修正することが重要である。

また、このモニタリングを通じて、新たな課題が発見されることなどにより、構成員による支援会議の趣旨に対する理解促進や、積極的な参画につながるだけでなく、自分たちでより良い地域を創っていこうといった意識の醸成も期待される。

第3．個人情報について

(1) 個人情報保護法における個人データの第三者提供について

個人情報保護法は、「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律である。個人情報を活用することで、他の関係機関等が生活困窮者に関して保有している情報と突合し、包括的に当該生活困窮者の状況を把握した上で、支援の要否や各関係機関等の役割分担について検討できるという有用性がある一方、個人の権利利益の保護も重要であるため、支援会議においても個人情報保護法に則った個人情報の適正な取扱いが必要である。

個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる情報をいう。これには、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含まれる。また、個人情報保護法において、「個人データ」とは、こうした「個人情報」を容易に検索することができるように体系的にまとめた「個人情報データベース等」を構成する「個人情報」をいう。

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業の用に供している者であつて国の機関、地方公共団体等を除く。「事業の用に供している」とは一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為、社会通念上事業と認められるもので、営利、非営利を問わない。）は、あらかじめ本人（家族等に関する情報の場合は当該家族等本人を含む。）の同意を得た場合、又は本人の同意を得ない場合であっても、個人情報保護法第27条第1項各号に規定する場合は、個人データを第三者に提供することができるとされている。

○個人情報保護法（抄）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。
- 六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。
- 七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

2～6 （略）

（２）支援会議における個人情報の取扱い

支援会議で取り扱う個人情報は、当該生活困窮者の自立の支援を図るために必要最小限の情報に限定することとする。具体的な個人情報の内容としては、生活困窮者の氏名、住所・居所、連絡先等の基礎的な情報のほか、家族構成、家族と交流しているか、家族に頼ることができるかどうか等といった家族との関係性、就労や社会的な活動への参加の有無、勤務先、収入・支出の概況、利用しているサービス、精神的・身体的な疾患やそれをうかがわせる症状等が考えられる。

支援会議における個人情報の取扱い主体は、支援会議の構成員である関係機関等に限られる。また、当該関係機関等が取得した個人データの利用については、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行う場合に限り使用することとする。具体的に想定される取扱いは下記のとおり。

①支援会議で情報共有を図る事案

- ・ 関係機関等が日常的な業務を行う中で把握した、生活困窮の端緒がうかがわれ、速やかに介入しなければ当該生活困窮者等の生命、身体又は財産に危険が及ぶことが見込まれ、かつ、通常の判断能力を有する一般人であれば支

援を求めることが想定される状態にある事案。

②支援会議での情報の共有方法

- ・ 事案を把握した関係機関等が、支援会議を設置する福祉事務所設置自治体の担当部署に、当該生活困窮者について支援会議で取り上げたい旨を相談する。相談を受けた福祉事務所設置自治体の担当部署は、相談があった関係機関等とともに当該生活困窮者の状態を踏まえて支援会議の構成員を決定の上、情報を共有する。その際、情報を共有する構成員は必要最小限に止めること。

③支援会議における情報の活用方法

- ・ 支援会議では、構成員である他の関係機関等は、共有を受けた対象者の個人データを自らが保有している当該生活困窮者に関する情報と突合する。その上で、構成員間で包括的に当該生活困窮者の状況を把握した上で、支援の可否や方向性、各構成員の役割分担について検討する。

④支援会議開催後の支援

- ・ 支援会議における検討を踏まえ、当該生活困窮者に対し、構成員の中での支援体制の構築や継続的な見守り、アウトリーチを行う。

(3) 各関係機関等における個人データの第三者提供について

各関係機関等が支援会議において個人データを提供することについて、具体的には、以下のケースが考えられる。なお、以下の整理は関係機関等に個人情報取扱事業者等の義務等（個人情報保護法第4章）が適用される場合の記載であり、関係機関等が行政機関や地方公共団体に該当するなど、行政機関等の義務等（個人情報保護法第5章）が適用される場合にはかかる記載は妥当しないという旨に留意されたい。

①法令に基づく場合（個人情報保護法第27条第1項第1号）

支援会議で取り扱う場合としては、生活困窮が疑われる者について、以下のi)～iii)の要件の全てを満たすと関係機関等が判断した場合には、例外的に、法第9条第4項に基づき、関係機関等は、あらかじめ本人の同意を得ずに、当該者の個人情報を支援会議に共有すること及び他の関係機関等が追加の情報共有の要請に基づき当該者の個人情報を支援会議に共有することが可能である。

- i) 本人が支援を求めることができないことに相当の理由があり、同意が得られない場合

生活困窮者に障害の疑いがある場合（障害認定の有無にかかわらず）、

精神的な疾患をうかがわせる症状等がみられる場合（障害認定の有無にかかわらず）、本人に強い特性・こだわりがあり支援拒否を行っている場合、生活困窮者が暴力等の影響で心神耗弱の状態にある場合等、判断能力が不十分であるような場合には、自身の状況を客観的に判断できず、同意を取得することが困難と考えられる。

また、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者が判断できる能力を有していないなどの場合、親権者の同意が必要となるが、親権者に上記のような症状等がある場合には、同意を得ることが困難となる。

さらに、生活困窮者がひきこもりの場合、日本語による意思疎通が困難な外国人住民の場合、病気を患っている場合、本人の意思表示を取得することが困難な場合等には、判断能力の有無を判断することすら困難であることにより、同意の取得が期待しがたいケースも想定される。

ii) 速やかに介入しなければ生命、身体又は財産に危険が見込まれるような場合

例えば、自殺念慮や著しい自傷・他害がある又はそれを疑う言動が見られる場合、著しく不衛生な家屋に居住している場合、衣類や身体の著しい不衛生の放置がみられる場合、必要な介護・福祉サービスの拒否がある場合、電気・水道・ガス等のインフラ料金等の未払又は滞納があり供給停止となっている又はその可能性が高い場合、必要な受診又は治療の拒否がある場合、十分な食事をとることができていないことにより健康を害している様子である場合、判断能力の低下により金銭管理に困難を抱えており特殊詐欺等の経済犯罪や経済的虐待に巻き込まれる蓋然性が高いと見込まれる場合等であって、こうした状態が続くことで、生活困窮者又はその家族等の生命、身体又は財産への危険が及ぶことが想定されるものと、およそ通常一般人の判断能力をもってすれば判断可能である場合である。

iii) 支援会議の関係機関等の間で情報を共有する必要がある場合

例えば、生活困窮者の個人データを有する関係機関等が、当該状況の改善に向けて当該関係機関等のみで対応することでは生命、身体又は財産の危険に対処できない場合や、当該関係機関等が有する情報だけでは対処方法を検討するために必要な情報が不足しており、他の関係機関等の情報と突合する必要がある場合、生活困窮者に複合的な課題が生じており、複数の主体で対応することが必要である場合等であって、支援会議で協議することで生命、身体又は財産の保護に資することが見込まれる場合である。

②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法第 27 条第 1 項第 2 号）

人の生命、身体又は財産といった具体的な権利利益の保護が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

例えば、栄養状態が悪く衰弱している場合や、重篤な疾患等により急迫した状態にある場合、虐待やDVを受けていると疑われる場合については、当該規定に基づき、緊急の対応として、速やかに医療機関、消防、警察に情報提供することも考えられる。

③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法第 27 条第 1 項第 3 号）

公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる。

なお、上記は生活困窮状態となるおそれのある者又は生活困窮状態にある者のみを本人とする個人データを第三者提供する場合の記載であり、家族等を本人とする個人データを第三者提供する場合は、原則として、当該家族等の同意を得なければならない。（ただし、家族構成や本人と家族の関係性などであって、当該家族等を個人情報保護法上の「本人」とする個人データには当たらない場合はこの限りではない。）

このほか、個人情報保護法に関する解説については、個人情報の保護に関する法律についての各種ガイドライン・Q&A等を参照すること。

URL：https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/#anc_Guide

（４）情報の安全管理

支援会議で共有された情報の漏えいが生じないように、支援会議の庶務を担う事務局はもとより、構成員においても情報管理を確実に行う必要がある。例えば、支援会議で配布された個人情報に記載された書類は、会議終了後、その場で廃棄することを原則とするか、あるいは、施錠可能な場所で保管し、必要な場合に限り取り出して利用する等の適切な方法により管理することが求められる。また、オンラインで会議を実施する場合等においては、共有する情報は画面共有のみに止める等、情報漏えいが生じないようにセキュリティの確保に特に留意する必要がある。

また、事務局においては、構成員の秘密保持義務と情報管理方法を書面化し、構成員への周知徹底を図るとともに、必要に応じて、構成員における情報の管理状況を確認し、情報の漏えい等が疑われる場合等には、迅速に適切な措置を講ずる必要がある。

第 4. 守秘義務について

(1) 守秘義務の趣旨

支援会議が法定されるまでの生活困窮者に対する支援については、情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見過ごしてしまったり、予防的な対応を取ることが困難であった。

このため、支援会議を法定し、会議体の構成員に対して守秘義務をかけることによって、支援関係者の積極的な参加や情報交換、連携が可能となった。

支援会議がこうした法の企図した機能を発揮し、生活困窮者への早期かつ適切な対応を可能とするに当たっては、全ての構成員がこうした守秘義務を課される趣旨やそのルールに関する基本的な考え方をきちんと理解した上で会議に参加することを前提としている。

また、会議を設置・運営する福祉事務所設置自治体の担当部署は、構成員から生活に課題を抱えた地域住民の情報を可能な限り早期にかつ幅広く集約できるよう、構成員が安心して情報を提供できるような実効性の高い仕組み・体制を構築することが必要である。

(2) 守秘義務の適用範囲

自立相談支援事業の受託事業者や民生委員・児童委員等については、他の法令によりそれぞれの事務や職務で知り得た秘密に関する守秘義務が課せられており、生活困窮者等を早期に把握する上で大きな壁になっていた。

こうした中、法では、支援会議の事務に関して知り得た秘密の取扱いについて構成員間に共通の規律を設けている。さらに、構成員は、法第 9 条第 4 項に基づき、支援会議における情報の交換及び支援の検討を行うために必要があるものとして情報の提供等の協力の求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとしている。構成員は、その求めに基づいた情報提供等の範囲において、基本的には、その関係機関の職務等に関する守秘義務に反することにはならないことになる。

したがって、構成員は、支援会議から情報提供の求めがあったときは、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うという支援会議の趣旨に照らし、適切な協力がなされることを期待する。

ただし、地方税の賦課徴収に従事する職員については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 22 条により、地方公務員が業務上取り扱う一般的な個人情報より

も厳しい守秘義務が課せられていることから、当該職員が有する納税者等の情報まで本人の同意なく共有することまでは想定していないことに留意が必要である。

(3) 守秘義務違反となった場合

支援会議で取り扱われる情報は、生活困窮者の個人情報等の機密性の高い情報が多く含まれているため、支援会議で共有した生活困窮者等の秘密が外部に漏れることは、本人に対する重大な不利益になり得るとともに、生活困窮者自立支援制度そのものへの信頼性を損なう事態を招くおそれがある。

このため、法第9条第6項では、支援会議において取り扱う個人情報等を含む機密性の高い情報の漏えいを防止するための措置として、「支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。」と規定され、支援会議の構成員が正当な理由なく、支援会議の中で共有された生活困窮者に関する個人情報等を支援会議の外へ漏洩させるなど守秘義務に違反した場合には、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処される（法第28条）。

ここでいう「正当な理由」については、支援会議の適正な運営という観点から支援会議を組織する福祉事務所設置自治体の担当部署においてその判断がなされるものと考えているが、一般的には、構成員による情報提供が、例えば、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第34条に規定される公営住宅の入居者の収入状況の報告など他の法令に基づき実施されている場合や本人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合等が考えられる。

(4) 関係機関等に対する協力依頼

支援会議の設置により、構成員同士で情報を共有することができるようになるだけでなく、生活困窮者に関する情報の交換等を行うために必要がある場合は、支援会議は関係機関等に対して「生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる」こととされている（法第9条第3項）。

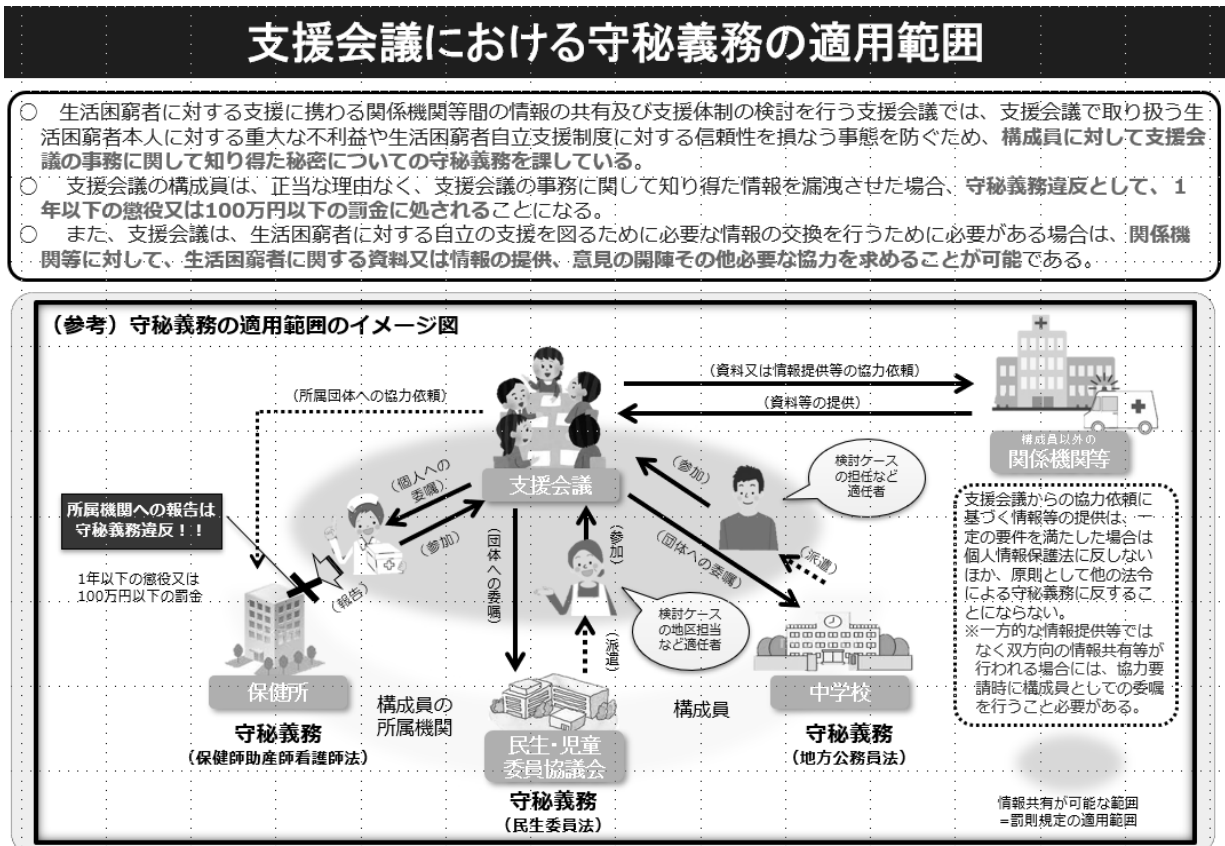
支援会議から協力を求められた関係機関等は、その求めに基づいた情報提供等の範囲において、基本的には、その関係機関の職務等に関する守秘義務に反することにはならないことになる。

また、個人情報保護法では、本人の同意を得ない限り、あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならないとともに、第三者に個人データを提供してはならないこととされているが、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされている。具体的には、第3の(3)①i)～iii)の要件を全て満たすと関係機関等が判断した場合には、この「法令に基づく場合」に該当するものであり、個人情報保護法に違反することにもならな

いものと解される。

ただし、この協力要請に基づき、当該関係機関等から支援会議の構成員に対して一方的に情報の提供等が行われる場合はともかく、今後の支援の内容に関する協議など、当該関係機関等と支援会議の構成員との間で双方向の情報の交換等を行うことが見込まれる場合には、協力要請時に、守秘義務が課される支援会議の構成員となることについても要請することが必要になるので、留意されたい。

図表 4 支援会議における守秘義務の適用範囲



第5. その他支援会議を円滑に進めるための工夫等

(1) 支援会議の設置の準備

関係機関や関係者によって、支援会議が担うべき役割等に関するイメージに相違がある場合も考えられることから、支援会議の設置に先立ち、支援会議を組織し、主導する福祉事務所設置自治体の担当部署が、構成員となり得る関係者を対象として準備会を開催し、支援会議の組織や運営の基本的な部分について、十分に協議・調整することが望ましい。

また、構成員には、罰則を伴う守秘義務が課されることから、支援会議への参加に際しては、第2の(3)の構成員の役割のほか、第4の守秘義務の内容や違反した場合の罰則等について、あらかじめ説明しておくことが、効果的・効率的な会

議運営に資するほか、構成員となった後のトラブルを未然に防止する上でも適当である。

支援会議の立ち上げに関する事例を厚生労働省ホームページに掲載しているので、支援会議の設置に当たって参照されたい。

(掲載先)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html>

(2) 支援会議の設置要綱の作成

法第9条第6項の規定により、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は支援会議が定めることとされているため、福祉事務所設置自治体は支援会議の設立に先立って、(1)の準備会等で決定した支援会議の設置の目的や所掌事項等の基本的事項について、設置要綱として、文書化、制度化しておくことが適当である。設置要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなるが、次のような内容が考えられる。これらの内容に加えて、支援会議が協議し、決定した具体的内容を記載することが考えられる。なお、参考資料として、支援会議の設置要綱の例を掲載しているので参考にされたい。

① 設置

法第9条第1項において、福祉事務所設置自治体は、関係機関等により構成される会議を組織するよう努めるものとされていることを記載する。

② 取組内容・所掌事項

法第9条第2項において、支援会議は、生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとされていることを記載する。また、法第9条第3項において、支援会議は、情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができることとされていることを記載する。

③ 組織

構成員については、第2の(2)を参照。支援会議を代表し、支援会議の会務を総理するものとして、会長を定めることも考えられる。また、支援会議を複層的な構造とする場合には、その旨を定めることも考えられる。

④ 運営

例えば、以下のような事項を記載することが考えられる。

- ・ 支援会議の招集方法や開催頻度（定例開催の場合）
- ・ 必要に応じて、担当者レベルでの会議を開催すること
- ・ 必要に応じて、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その

他必要な協力を求めることができること

⑤ 守秘義務

支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務があり（法第9条第6項）、これに違反した場合には、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処されることがある旨を記載する（法第28条）。支援会議の構成員となる関係者が罰則を伴う守秘義務の存在及びその内容を十分認識した上で支援会議に参加するよう、設置要綱においても明記すべきである。

⑥ 事務局

支援会議の庶務を処理する自治体の担当部署名等を記載する。

⑦ その他

この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営について必要な事項は、別に定める旨を記載することが考えられる。

第6. 他の会議体との連携

（1）他の会議体の活用

地域には支援調整会議のほか、社会福祉法に基づく支援会議や児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会、介護保険法に基づく地域ケア会議など様々な会議体が存在している。とりわけ、小規模な自治体においては、会議の参加者はどの分野でもそれほど変わらないことが多いことから、既存の会議体の内容を精査し、それらの会議体を活用して支援会議を設置することも検討されたい。その上で、支援会議の実施に当たっては、他の会議と連続して開催することにより参加者を引き継ぐ等の支援会議の活用や、それらの会議と時間を切り分ける等の支援会議の運営上の工夫をすることも効果的・効率的であると考えられる。その場合には、それぞれの会議体の目的及び役割の相違を十分に理解した上で適切な運営がなされるよう、配慮する必要がある。

（2）他の会議体との連携

生活困窮者は複合的な課題を抱えていることもあることから、支援会議の対象者が他の会議体の対象者であることも考えられる。また、支援会議で明らかとなった地域の課題や不足する社会資源が、他の会議体の所掌に関連する場合もある。そのため、他の会議体を支援会議として活用しない場合であっても、支援会議で共有された情報や、議論の内容について、対象者をより適切な支援につないだり、地域づくりに向けた議論を深めたりするために必要がある場合には、他の会議体と共有する必要がある。

特に、令和6年改正法では、支援会議を組織している福祉事務所設置自治体に令和6年改正法による改正後の生活保護法第27条の3第1項に規定する調整会

議（①）又は社会福祉法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議（②）が組織されているときは、生活困窮者に対する支援の円滑な実施のため、支援会議はこれらの会議と相互に連携を図るように努めるものとされた（令和 6 年改正法による改正後の法第 9 条第 5 項）。なお、会議体間の情報共有については、個人情報保護法に則り、原則として、本人の同意を得た上で個人情報の共有を行うこと。また、各会議体の構成員は、「正当な理由」がなく、会議体の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているが、個人情報保護法等の関係法令に基づきこうした連携に必要な情報共有を行うことは、「正当な理由」に該当するものと考えられる。

①生活保護法の規定に基づく調整会議

令和 6 年改正法において、保護の実施機関は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関や、生活保護法に規定されている各種事業の委託を受けた者、当該支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の被保護者に対する支援に関係する者として保護の実施機関が認めたものにより構成される会議体（調整会議）を組織できることとされた（令和 6 年改正法による改正後の生活保護法第 27 条の 3 第 1 項）。調整会議においては、被保護者に対する自立助長のために必要な情報の交換や、被保護者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討が行われる。

この調整会議と支援会議を構成する関係者には一部重複があるため、自治体に両会議が設置されている場合には、各会議体同士が相互に連携を図るように努めるものとされた（令和 6 年改正法による改正後の生活保護法第 27 条の 3 第 5 項・法第 9 条第 5 項）。

②社会福祉法の規定に基づく支援会議

社会福祉法に基づいて、市町村は、支援会議を組織することができることとされている（社会福祉法第 106 条の 6 第 1 項）。社会福祉法に基づく支援会議は、地域生活課題を抱える地域住民の支援のため、必要な情報の交換を行うとともに、必要な支援体制の検討を行うため、市町村が組織し、支援関係機関、重層的支援体制整備事業の受託者等が参加する会議である。

この社会福祉法に基づく支援会議と法に基づく支援会議を構成する関係者には一部重複があるため、自治体に両会議が設置されている場合には、各会議体同士が相互に連携を図るように努めるものとされた（令和 6 年改正法による改正後の社会福祉法第 106 条の 6 第 5 項・法第 9 条第 5 項）。

(参考資料)

〇〇〇支援会議設置要綱（例）

（設置）

第〇条 生活困窮者に対する適切な支援を図るため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、〇〇〇支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第〇条 支援会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （１） 生活困窮者に対する支援を図るために必要な情報の交換
- （２） 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- （３） その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

（組織）

第〇条 支援会議は、別表に掲げる関係機関に属する者その他市長が必要と認める者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（会長及び副会長）

第〇条 支援会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（支援会議の開催）

第〇条 支援会議は、会長が構成員を選定して招集する。

- 2 支援会議の開催及び支援会議の資料は非公開とする。

（意見の聴取等）

第〇条 会長は、第〇条に掲げる事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）

第〇条 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に違反して秘密を漏らした者は、法第28条の規定により、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

(庶務)

第〇条 支援会議の庶務は、〇〇が処理する。

(雑則)

第〇条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表（構成員）